

春日部市小児・AYA 世代がん患者 ターミナルケア在宅療養生活支援事業

令和6年4月1日から

春日部市では、40歳未満の末期がん患者の方が住み慣れた自宅で、安心して自分らしい生活が過ごせるよう在宅サービス利用料の一部を助成します。

対象者

次の①～③のすべてに該当する方

- ① 40歳未満で春日部市に住民票がある方
- ② 末期がん患者（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断された方）で、在宅療養生活への支援及び介護が必要な方
- ③ 他の制度において同等の補助又は給付を受けることができない方

対象サービス

- 訪問介護
 - ・身体介護 ・生活援助 ・通院等乗降介助
- 訪問入浴介護
- 福祉用具の貸与
 - ・車いす(付属品含む) ・特殊寝台(付属品含む) ・床ずれ防止用具・体位変換器
 - ・手すり(工事を伴わないもの) ・スロープ(工事を伴わないもの) ・歩行補助つえ
 - ・歩行器・移動用リフト(つり具部分を除く) ・自動排泄処理装置
- 福祉用具の購入
 - ・腰掛便座 ・自動排泄処理装置の交換可能部品 ・入浴補助用具 ・簡易浴槽
 - ・移動用リフトのつり具の部分

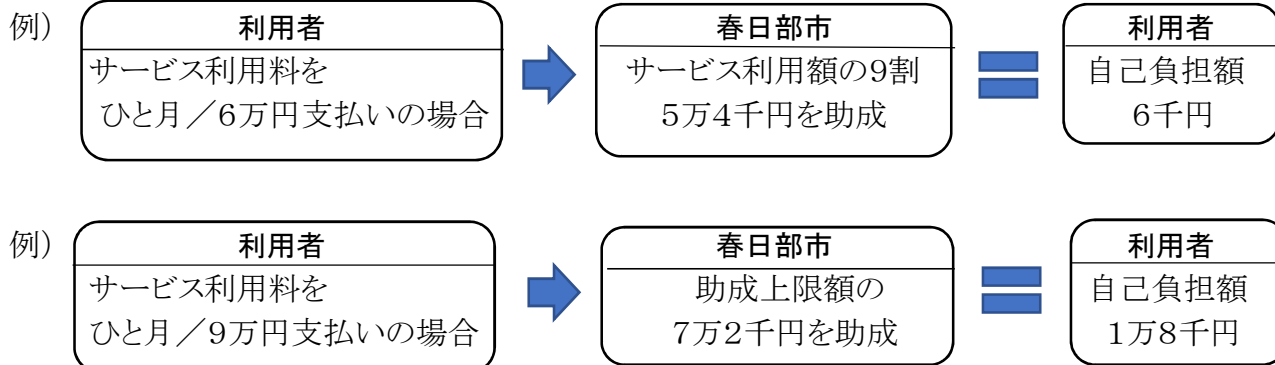
助成金額

対象サービス利用料、購入費の9割(1円未満切り捨て、上限は次のとおり)

- 訪問介護、訪問入浴介護、福祉用具貸与を合わせて 月額 72,000円
- 福祉用具購入 1人あたり 90,000円

※このほか、申請に必要な意見書作成料を助成します。(上限額 5,000円)

※まず利用者がサービス利用料等を事業者を支払い、その後市が利用者へ助成金を支払います。



申請の流れ

1 利用申請

以下を春日部市保健センターへ提出してください。

- ① 春日部市小児・AYA世代がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援事業利用申請書(様式1)
 - ② 意見書(春日部市小児・AYA世代がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援事業)(様式2)
- ※申請者と利用者の本人確認書類をご提示いただきます。

2 利用決定の通知

申請内容を審査し利用を決定すると、市から決定通知書を郵送でお送りします。

3 サービスの利用

利用決定後、サービス提供事業者等と契約を行い、利用を開始してください。

4 サービス利用料の支払い

サービス提供事業者から請求された額の全額を支払い、領収書、明細書(サービス利用内容、利用回数、金額等が記載されたもの)を必ず発行してもらってください。

5 サービス利用料の助成金交付申請

以下を春日部市保健センターへご提出ください。

- ① 春日部市小児・AYA世代がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援事業助成金交付申請書(様式7)
 - ② サービス提供事業者等が発行する領収書(原本)
 - ③ サービスの内容、利用回数、金額等が記載された明細書
- ※意見書作成料を申請する場合は領収書の原本を添付してください。
※4月から翌年3月のサービス利用料は同年度内(3月中)に申請してください。
申請が遅れる場合は、春日部市保健センターまで事前にご連絡ください。

6 助成金交付決定の通知

助成金交付申請の内容を審査し交付が決定すると、市から交付通知書を郵送でお送りします。

7 助成金の請求

春日部市小児・AYA世代がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援事業助成金交付請求書(様式9)を春日部市保健センターへご提出ください。指定の口座に助成金を振り込みます。

お問い合わせ

春日部市保健センター

住所: 〒344-0064 春日部市南1-1-7 東部地域振興ふれあい拠点施設6階

TEL:048-736-6778 FAX:048-738-0610



詳しくは、市ホームページへ